



### 第3節 対象とするガス

地球温暖化対策推進法に定める7種類の温室効果ガスのうち、以下の3種類の温室効果ガスを推計対象とします。

代替フロン等4ガス（ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)・パーフルオロカーボン類(PFCs)・六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)・三ふっ化窒素(NF<sub>3</sub>)）については、本市においては排出量が微量なため、推計の対象としません。

表 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	排出源と推計内容
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	燃料の燃焼（エネルギー消費）などから発生し、全温室効果ガスのほとんどを占めます。本推計では、エネルギー消費・一般廃棄物の焼却に伴い発生するものを対象とします。
メタン (CH <sub>4</sub> )	本推計では、農業分野・廃棄物の焼却・排水処理に伴い発生するものを対象とします。
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	廃棄物の焼却や肥料の施肥などから排出されます。本推計では、一般廃棄物の焼却・排水処理・農業分野における活動に伴い発生するものを対象とします。